

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

平成 28 年 9 月 28 日

加西市

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 加西市は、兵庫県南部、播州平野のほぼ中央に位置し、その立地条件を生かして稲麦を中心に、ぶどうをはじめとする果樹、野菜、花き、酪農等、多種多様な農業生産を展開してきた。
今後は、京阪神等の大消費地に近い立地条件を生かして、担い手を中心に、施設園芸の導入等、高収益性の作目、作型を導入して、地域として産地化を図ることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力の提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業展開をめざす。
また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。
2. 加西市の農業構造については、従来より就業機会に恵まれ、さらに、昭和50年代から本地域においても工業団地が立地されたことにより、兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、最近、一層の兼業の深化によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強くなり、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。
一方、集落営農組織及び大規模農家の存在しない地域においては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。
3. 加西市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。
具体的な経営の指標は、加西市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人あたり450万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が加西市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことをめざす。
4. 新たに農業経営を営もうとする青年等については、加西市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間として、主たる従事者1人当たり1800時間程度の水準を達成しつつ、生活に要する所得水準を勘案して、就農後概ね5年後の経営の目標は、主たる従事者1人当たり概ね200万円とする。青年等が、青年等就農計画に掲げた目標の速やかな達成を図るため、就農時における能力に応じて濃密かつ継続的な指導や、各種の研修への参加を支援する。
5. 加西市は、将来の加西市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本

的条件を考慮して、農業者又は、農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、加西市は、兵庫みらい農業協同組合、加西市農業委員会、加西農業改良普及センター等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、加西市農業再生協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の加西市農業再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の指示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、人・農地プランの策定・見直しに向けた地域での話し合いを通じて、既存の農用地利用改善団体で行われている集団的土地利用を範としつつ、このような土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、人・農地プランの策定と共に農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による農業規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、兵庫みらい農業協同組合が窓口となって実施する農作業受委託の調整活動と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、加西農業改良普及センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を行うことにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制の整ったものについては

法人形態への誘導を図る。

なお、これらの取組みによってもなお担い手の確保が見込めない地域においては、企業等の農地所有適格法人以外の法人等による農業への新規参入の促進及び農地の有効利用の確保を図る。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、加西市農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、加西市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

6. 加西市は、加西市農業再生協議会において認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支店単位の研修会の開催等を加西農業改良普及センターの協力を受けて行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に加西市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、加西市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]
(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲主体 水稲+麦 +大豆	〈作付面積〉 水稲 8ha その他 2ha 《経営面積》 10ha	〈主な資本装備〉 トラクター 50PS 1台 田植機 6条 1台 コンバイン 4条 1台 他	・複式簿記により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・早生、中生、晩生品種の合理的な組合せによる労働力の分散を図る ・運搬車両のレンタル利用の導入
水 稻	〈作付面積〉 水稲 5ha 作業受託 10ha (延べ30ha) 《経営面積》 5ha	〈主な資本装備〉 トラクター 50PS 1台 田植機 6条 1台 コンバイン 4条 1台 他	・複式簿記により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・基幹3作業受託の完全実施	・運搬車両のレンタル利用の導入
野菜主体 施設野菜	〈作付面積〉 施設トマト 延べ 60a 水稲 1ha 《経営面積》 130a	〈主な資本装備〉 ハウス 3,000㎡ 暖房機 1台 小型耕うん機 1台 防除機 1台 他	・年間2作の実施 ・接木による土壌病害の減少 ・天敵昆虫の導入による薬剤散布の削減	・交配昆虫の導入による作業の省力化 ・収穫期における雇用労力の確保
施設野菜	〈作付面積〉 いちご 20a 水稲 1ha 《経営面積》 120a	〈主な資本装備〉 ビニールハウス 2000㎡ トラクター 30PS 1台 管理機 5PS 1台 ポンプ 1台 防除機 1台 軽四トラック 1台 他	・複式簿記により経営と家計の分離を図る	・収穫最盛期(3, 4, 5月)のパート労力の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地野菜	〈作付面積〉 だいこん 3ha ばれいしょ 2ha 《経営面積》 3ha	〈主な資本装備〉 トラクター 25PS 1台 芋掘り機 1台 防除機 1台 洗浄機 1台 他	・農機具のメンテナンスによる耐用年数の延長及び減価償却費の削減	・収穫期における雇用労働力の確保
花き主体 鉢物	〈作付面積〉 鉢物 (花壇用苗物を含む) 延べ 50a 《経営面積》 20a	〈主な資本装備〉 ハウス 2,000㎡ (鉄骨ハウス 1,000㎡) (ビニールハウス 1,000㎡) ベンチ 1式 灌水設備 1式 温風暖房機 1式 動力噴霧機 1台 他	・市況情報の収集を強化し、有利な市場出荷の促進 ・契約販売の促進 ・青色申告の実施 ・複式簿記により経営と家計の分離を図る	・省力化技術の導入による労力の軽減 ・年間を通じた雇用労働力の確保
切花	〈作付面積〉 ばら 50a 《経営面積》 50a	〈主な資本装備〉 ハウス 5,000㎡ (鉄骨ハウス 2,000㎡) (ビニールハウス 3,000㎡) 防除機 1台 温風暖房機 1式 予冷施設 1式 他	・市況情報の収集を強化し、有利な市場出荷の促進 ・青色申告の実施 ・複式簿記により経営と家計の分離を図る	・省力化技術の導入による労力の軽減 ・年間を通じた雇用労働力の確保
切花	〈作付面積〉 その他の切花 延べ 75a 《経営面積》 50a	〈主な資本装備〉 ハウス 2,000㎡ 防除機 1台 温風暖房機 1式 予冷施設 1式 他	・市況情報の収集を強化し、有利な市場出荷の促進 ・青色申告の実施 ・複式簿記により経営と家計の分離を図る	・省力化技術の導入による労力の軽減 ・年間を通じた雇用労働力の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
果樹主体 果 樹	〈作付面積〉 果樹 ぶどう 60a ベリーA 30a ピオーネ 15a 藤稔 15a 《経営面積》 60a	〈主な資本装備〉 果樹棚 6,000 m ² 動力噴霧機 1台 動力管理機 1台 草刈機 1台 ジベレリンスプレースト 1台 コンプレッサー 1台 他	・複式簿記により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・大粒系は直売を中心とする	・収穫期における臨時雇用の確保
畜産主体 酪 農	〈飼養頭数〉 乳用牛 成牛 40頭 育成牛 20頭 〈作付面積〉 飼料作物 延べ 4ha 《経営面積》 2ha	〈主な資本装備〉 つなぎ飼い牛舎 500 m ² パイプラインミルク 1式 バルククーラー 1台 バランサー 1台 トラクター40PS 1台 他 ロールバレー及びビバールラップマシンは共同使用	・複式簿記により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・ヘルパー制度の利用による定例休日の確保 ・給料制の導入
肥 育	〈飼養頭数〉 肉用牛 和牛 100頭 〈作付面積〉 飼料作物 延べ 2ha 《経営面積》 1ha	〈主な資本装備〉 追い込み式牛舎 640 m ² ボブキャット 1台 トラクター40PS 1台 他 ロールバレー及びビバールラップマシンは共同使用	・複式簿記により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・ヘルパー制度の利用による定例休日の確保 ・給料制の導入
養 鶏	〈飼養頭数〉 採卵鶏 30,000羽	〈主な資本装備〉 成鶏舎 2,400 m ² 乾燥ハウス 420 m ² 鶏ふん堆積場 200 m ² 洗卵選別機 1台 卵自動詰機 1台 他	・複式簿記により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・給料制の導入 ・パート雇用の確保
養 豚	〈飼養頭数〉 母 豚 50頭 肥育豚 出荷頭数 1,150頭	〈主な資本装備〉 繁殖豚舎 370 m ² 肥育豚舎 340 m ² 堆肥舎 200 m ² 給餌給水器 1式 集ふん機 1式 貨物自動車 1台 他	・複式簿記により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・ふん処理機械の活用による省力化 ・給料制の導入

(注) 個別経営体とは、個人又は一世帯によって営まれている経営体であって、他産業並みの労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保できる経営を行い得るも

のとし、営農類型ごとの農業経営の指標について、その前提となる労働力構成は、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者2人程度として示している。

[組織経営体]
(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲主体 水稲+麦	〈作付面積〉 水稲 20ha 麦 10ha 《経営面積》 30ha 主たる従事者 2名	〈主な資本装備〉 トラクター 50PS 2台 田植機 6条 2台 コンバイン 5条 2台 施肥播種機 1式 溝掘機 1台 動力噴霧機 2台 他 〈その他〉 育苗及び乾燥調製は 共同利用施設利用	・機械施設の組織的・ 効率的共同利用の推 進 ・認定農業者等担い手 農家への農地の集積 及び作業受委託の促 進	・認定農業者等担い 手農家の専門的安 定経営を図る
複合経営 水稲+野菜 +畜産	〈作付面積〉 水稲 3ha 野菜 2ha 飼料作物 延べ 6ha 〈飼養頭数〉 乳用牛 200頭 採卵鶏 50,000羽 《経営面積》 7ha	〈主な資本装備〉 トラクター 80PS 1台 田植機 6条 1台 コンバイン 4条 1台 ベールレーバー 1台 牛舎 1,000㎡ 堆肥舎 900㎡ 鶏舎 2,500㎡ 他		・常時雇用労働力の 確保

(注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を行い得るもの（例えば、農事組合法人、有限会社の他農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。）。

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標としては、現に加西市及びその周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、加西市における主要な営農類型については、第2の効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標を参考とし、第1の4に示す目標を目指すものとする。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に関する目標
 上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積シェア及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備考
<p style="text-align: center;">面積のシェア：40%</p> <p>なお、面的集積については、農地利用集積円滑化事業を実施して、農用地の利用集積における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。</p>	

- (注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。
- 2 目標年次はおおむね10年先とする。
- 3 その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- (1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状
 加西市では水稲を中心とし、小麦、大豆等の作付けが約7割と土地利用型の農業経営が主である。また、農業従事者の平均年齢は55.4歳と年を追うごとに高くなっており、高い高齢化率や担い手不足により耕作放棄地が目立ち始めているが、農地の資産的保有指向が高いため、利用集積が進んでいない傾向にある。
- (2) 今後の農地利用等の見通し及び認定農業者等への農用地の利用集積等の将来の農地利用のビジョン
 加西市では、今後さらに農業従事者の高齢化や、担い手不足等が進み、高齢農家等から、農地の貸付等の傾向が強まることが予測されるとともに、土地利用型作物の生産性の向上も視野に入れ、認定農業者等意欲ある担い手に農用地の利用集積を図る必要がある。
- (3) 農地利用ビジョンの実現に向けた取り組み方針及び関係機関、関係団体との連携等
 加西市の農地利用ビジョンの実現を図るため、人・農地プランの策定や農地利用集積円滑化事業を活用して、担い手への農地集積を推進する。
 そのため、関係機関等との間で農地に係る情報の共有化を進めるとともに、農業委員会、兵庫みらい農協、公益社団法人兵庫みどり公社、土地改良区等による連携体制を整備する。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

加西市は、兵庫県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、加西市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

加西市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農用地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

1. 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 利用権の設定等を受ける者が利用権等の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。

ア. 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

（オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あっせん譲受け候補者名簿に登録されている者であること。

イ. 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ. 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規程にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合

計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間管理事業（以下、「農地中間管理事業」という。）及び法第7条に規定する事業の特例（以下、「特例事業」という。）を行う農地中間管理機構、法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体並びに独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
- （ア） 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- （イ） その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- なお、このことを担保するため、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取り決めの遵守、獣害被害対策への協力等を行うことについて、加西市長に確約書を提出すること。
- （ウ） その者が法人である場合には、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上のものがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- なお、業務を執行する役員とは、会社法（平成17年法律第86号）上の取締役のほか、理事、執行役、支店長等組織名であって、実質的に業務執行についての権限を有し、地域との調整役として責任を持って対応できる者をいう。その確認のため、法人の登記事項証明、法人の代表者が執行する証明書等を加西市に提出すること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。
- (2) 利用権の設定等の内容
- 利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決裁の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）

の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 加西市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成にあたっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 加西市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア. 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ. 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ. 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を行う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 加西市は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める。
- ② 加西市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 加西市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 加西市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、加西市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 加西市の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業において組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 加西市の全部又は一部をその事業実施地域とする農地利用集積円滑化団体は、その事業実施地域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定める旨を申し出ることができる。

- ⑤ ②、③及び④に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 加西市は、(5)の①の規定による加西市農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 加西市は、(5)の②、③及び④の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、加西市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 加西市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払い方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあつては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決裁の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- なお、その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農地所有適格法人、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合、農業協同組合連合会等を除く。)である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。)及びその支払(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定するものが(1)の④に定める者である場合には、次に掲げる事項
- ア その者が賃借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃借又は使用貸借の解除をする旨の条件
- イ その者が毎事業年度の終了3ヶ月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号。以下「農林水産省令」という。)で定めるところにより、

権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について市長に報告しなければならない旨

ウ 撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取決め

(オ) (必要に応じて) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

加西市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。ただし、数人の共有にかかる土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

加西市は、加西市農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑤までに掲げる事項を加西市の掲示板への掲示による公告をする。

(10) 公告の効果

加西市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

加西市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、賃貸又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円滑な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取り消し等

① 加西市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号にかかる賃借権又は使用貸借による権利の設定にかかる部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定したものが賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 本市は、②の規定による取り消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を本市の掲示板への掲示により公告する。

④ 本市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

また、農業委員会は、その農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての権利の設定のあつせん等(同条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業の実施等)の働きかけ等を行う。

2. 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

(1) 加西市は、加西市の全部又は一部を区域として農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって農地利用集積円滑化団体が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 加西市、農業委員会、兵庫みらい農業協同組合は、農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

加西市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1~数集落)とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の基準となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

- イ. 作付地の集団化その他農産物の栽培の改善に関する事項
 - ウ. 農作業の効率化に関する事項
 - エ. 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ. 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ. その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。
- (5) 農用地利用規程の認定
- ① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、運用通知別記様式第6号の認定申請書を加西市に提出して、農用地利用規程について加西市の認定を受けることができる。
- ② 加西市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
- ア. 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ. 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ. (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ. 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 加西市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を加西市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規程は、農用地利用規程の変更についても準用する。
- (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定
- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規程により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア. 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 加西市は、②に規程する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の設定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲

げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア. ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ. 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申請があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

ウ. ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有権(所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

④ ②で規定する事項が定められている特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき私用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の受託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 加西市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 加西市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、加西農業改良普及センター、加西市農業委員会、兵庫みらい農業協同組合、農地中間管理機構(公益社団法人兵庫県みどり公社)、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、加西市農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

加西市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア．農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ．効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ．農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ．農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ．地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ．農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんや農地利用集積円滑化団体との調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の推進に努めるものとする。

5. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び多様な担い手となる農業従事者の確保の促進に関する事項

加西市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地中間管理機構の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

加西市は、本構想及び加西市農業振興計画等に基づき、青年等が地域の「人・農地プラン」の中心的な経営体に位置づけられるよう促すとともに、青年就農給付金、青年等就農資金の活用を行い、青年等の確保・育成をする。

なお、その推進にあたっては、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター、就農支援センター等と連携し、就農促進のための条件整備や就農地の確保に努めるとともに、地域ぐるみの就農促進体制づくりを進める。

6. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

加西市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア．市内ほぼ全域にわたり農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

イ．加西市は加西市水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に、転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展

開に資するよう努める。

ウ．加西市は、集落排水事業の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

エ．加西市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるよう配慮するものとする。

(2) 推進体制等

①事業推進体制等

加西市は、加西市農業委員会、加西農業改良普及センター、兵庫みらい農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

②農業委員会等の協力

加西市農業委員会、兵庫みらい農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、加西市農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、加西市は、このような協力の推進に配慮する。

第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1. 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

加西市においては、これまで兼業農家や高齢農家などから認定農業者等の担い手への一定の農地の利用集積が図られてはいるが、まだ不十分であり、今後10年でさらに農業従事者の高齢化や、担い手不足が進み、農地所有者からの農地の貸し付け需要が高まることが予想されている。

このような状況下で、将来にわたって農地を有効活用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集約し、農作業の効率化を図ることによって、経営規模の拡大や経営の多角化をよりいっそう推進し、さらなる経営改善を目指していくことが何よりも重要な課題となっている。

農地利用集積円滑化事業は、こうした課題を適確に解決しうる者、すなわち、地域における認定農業者等担い手の現状、農地実情などに精通し、農地利用集積円滑化事業について、適確かつ迅速に対応できる者が実施するものとする。

2. 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

(1) 本市における農地利用集積円滑化事業は、市街化区域（都市計画法（昭和47年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で、同法第23条第1項の規定による協議が整ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。））及び森林区域を除いた市全域を対象として行うことを基本とする。

(2) 本市を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業等の実施状況等から実施主体が農地利用集

積円滑化事業を適切に実施することができると思込まれる一定のまとまりのある区域を定めるものとする。

- (3) 複数の農地利用集積円滑化団体が事業を実施する場合には、特定の農地利用集積円滑化団体が優良農地の区域のみで事業を行うこと等により事業実施区域が偏ることがないように、市全体における事業実施地域の調整を行う。

3. その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地等の売り渡し、貸し付け又は農業の経営もしくは農作業の委託に関する事項

イ アの委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項

ウ その他農地所有者代理事業の実施に関する事項

② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の買入及び借受に関する事項

イ 農用地等の売渡及び貸付に関する事項

ウ 農用地等の管理に関する事項

エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項

③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項

④ 事業実施地域に関する事項

⑤ 事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、(一社)兵庫県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

(2) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

当該事業により貸付等を行うことができる相手方(農地所有適格法人以外の法人等については貸付(賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)又は農作業の委託に限る。)は、地域の認定農業者等を優先する。

また、貸付等の相手方が農地中間管理機構を通じた転売又は転貸を希望している場合には、農地中間管理機構を貸付等を行う相手方とすることができる。

(3) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

① 当該事業を実施するにあたっては、農用地等の効率的な面的集積を確保するという観点から、農用地等の所有者は、委任契約に係る土地についての貸付等の相手方を指定しないこととする。

② 当該事業を実施する場合には、農用地等の貸付等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と農地利用集積円滑化団体が委任契約を締結することとする。なお、委任契約の締結にあたっては、当該事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲について、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めることとする。

(4) 農地売買等事業における農用地等の買入、売渡等の価格設定の基準

① 農用地等の売買価格は、近傍類似の取引価格を参考に当該農用地等の生産条件等を勘案して定めることとする。

② 農用地等の賃借については、農地法第 52 条の規定により農業委員会が提供している借賃等の情報を参考に当該農用地等の生産条件等を勘案して定めることとする。

(5) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

① 農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行うにあたっては、市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関及び関係団体との適切な連携を図るものとする。

② 農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行うにあたっては、市が行う農業経営基盤強化促進事業、その他農地流動化等のための施策と連携して行うものとする。

(6) 農地中間管理事業等との連携に関する事項

加西市は、農地利用集積円滑化事業の実施にあたり、農地中間管理事業及び特例事業の実施主体である公益社団法人兵庫みどり公社と十分に連携を図り、役割分担を行いながら、事業の円滑な推進を行う。

(7) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

加西市が農地利用集積円滑化事業規程の承認をする際は、農地利用集積円滑化事業を行おうとする者の人的構成、財政基盤等の状況を踏まえ、法令の基準に照らして判断する。

なお、複数の者から承認の申請があった場合には、書面による審査のほかに申請者から農地利用集積円滑化事業の実施方針等を聞き取って判断する。

① 加西市に農地利用集積円滑化事業規程の承認を申請する際には、次に掲げる書面を提出しなければならない。

ア. 農地利用集積円滑化事業規程

イ. 法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる一般社団法人又は一般財団法人にあつては、定款

ウ. 法第 4 条第 3 項第 2 号に掲げる者にあつては、定款又は規約

② 加西市は、農地利用集積円滑化事業規程の承認にあたっては、次に掲げる基準をすべて満たす場合のみとする。

ア. 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、基本構想に適合するものであること。

イ. 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。

ウ. 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、法第 1 2 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。

エ. 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。

オ. 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。

カ. 農地利用集積円滑化事業を行うにあたって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。

キ. カのほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

ク. 農地利用集積円滑化事業を行おうとする者が、農地利用集積円滑化事業を行うにあたって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機

- 構、(一社)兵庫県農業会議、農業委員会等との適切な連携が図られると認められるものであること。
- ケ. 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適切な土地につき、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設が次に掲げるものであること。
- (ア) 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設
 - (イ) 畜舎、蚕室、温室、農産物集出荷施設、農産物調製施設、農産物貯蔵施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵又は出荷の用に供する施設
 - (ウ) たい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵又は保管(農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管を除く。)の用に供する施設
 - (エ) 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設
- コ. 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、ケの(ア)～(エ)に掲げる農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。
- ③ 加西市が農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について承認をしようとする場合には、あらかじめ農業委員会の決定を経る。
- ④ 加西市は、農地利用集積円滑化事業規程の承認を行った場合は、遅滞なくその旨及び当該承認に係る事業の種類を公告する。
- なお、承認の申請を行った農地利用集積円滑化団体に対して次に掲げる事項を記載した承認書を交付する。
- (ア) 農地利用集積円滑化事業を行うものの名称及び住所
 - (イ) 農地利用集積円滑化事業の実施地域
 - (ウ) 農地利用集積円滑化事業の種類
 - (エ) その他必要な事項
- ⑤ 農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止については、③及び④を準用する。
- (8) 農地利用集積円滑化団体からの報告徴収等
- 加西市は、次に掲げる場合又は次に掲げる場合に該当するおそれがある場合は、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関して必要な報告をさせる。
- (ア) 農地利用集積円滑化団体としての事業活動が停滞している場合
 - (イ) 事業年度を通じて事業の実績が極めて少ない場合
 - (ウ) 正当な理由なく農用地等の所有者からの委任の申込みに応じない場合、農用地の買入価格又は売渡価格が不当に高い場合、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が希望するにもかかわらず貸付等に応じない場合等農地利用集積円滑化事業規程に則して事業を実施していないと認める場合
 - (エ) その他農地利用集積円滑化事業の実施を通じて農業経営基盤の強化を図っていくことができないと認められる場合
- なお、報告徴収した内容から(ア)から(エ)に該当すると認められる場合は、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命じる。
- (9) 農地利用集積円滑化事業規程の承認の取り消し
- 加西市は次に掲げる場合には農地利用集積円滑化事業規程の承認を取り消す。

- (ア) 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合、一般社団法人、一般財団法人等でなくなったとき。
- (イ) (8)による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (ウ) (8)のなお書の命令に違反したとき。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

1. この基本構想は、平成6年12月20日から施行する。
2. この基本構想は、平成13年1月12日から施行する。
3. この基本構想は、平成18年7月31日から施行する。
4. この基本構想は、平成20年5月13日から施行する。
5. この基本構想は、平成22年6月8日から施行する。
6. この基本構想は、平成26年9月26日から施行する。
7. この基本構想は、平成28年9月28日から施行する。